

独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程の一部改正（案）新旧対照表

新	旧																
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、100分の62.5、12月に支給する場合には、100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等（以下、「職務実績等」という。）を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2) 5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3) 3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>4) 3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </table> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤務手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	1) 6箇月	100分の100	2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80	3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60	4) 3箇月未満	100分の30	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、100分の62.5、12月に支給する場合には、100分の75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額は、厚生労働省独立行政 法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等（以下、「職務実績等」という。）を考慮し、これを増額し、又は減額 することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2) 5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3) 3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>4) 3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </table> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤務手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	1) 6箇月	100分の100	2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80	3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60	4) 3箇月未満	100分の30
1) 6箇月	100分の100																
2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80																
3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60																
4) 3箇月未満	100分の30																
1) 6箇月	100分の100																
2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80																
3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60																
4) 3箇月未満	100分の30																